

人材紹介契約書

（以下「甲」という）と、有限会社まはえ（静岡介護求人ナビ）（以下「乙」という）とは、甲
の人材採用に関し、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、下記の通り契約する（以下「本契約」という）。

第 1 条（委託事項）
甲は乙に対して、甲が必要とする人材の採用に関する紹介業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条（報酬の発生）
本件業務に対する乙の報酬（以下「本件報酬」という）は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該人材（以下「採用決定者」という）が甲に入社した時点で発生する。

第 3 条（報酬の請求、支払および報酬額）
1. 乙は、本件報酬の発生した日付で、甲に対し報酬の支払を請求する。
2. 甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により本件報酬全額を支払うものとする。
3. 本件報酬の額は、採用決定者が甲で就業するにあたり提示された初年度想定年収（基本給・諸手当・賞与・確定残業代などを含む）の 20 %を申し受けることとする。
4. 本件報酬額の詳細は、別途「覚書」にて定める。

第 4 条（資料等の提供）
甲は乙に対し、乙の要請に従い、本件業務の遂行に必要な資料および情報の提供を行うものとする。

第 5 条（採用の決定と通知）
甲は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限らない）を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第 6 条（返済義務）
採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解された場合、乙は、甲に対し次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- 退職、解雇が
- 入社後 1 週間未満の場合：本件報酬の 100%
 - 入社後 1 週間以上 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 80%
 - 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%
 - 入社後 3 ヶ月以上：本件報酬の返還なし

第 7 条（機密の保持）
甲および乙は、それぞれ、本契約の締結または履行に際して知り得た情報を第三者に開示、提供または預託してはならない。但し、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第 8 条（有効期間）
本契約の有効期間は 1 年間とする。ただし本契約の有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲または乙から、相手方に対し、契約内容の変更の旨の、または本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、本契約は同内容にて 1 年単位で自動更新するものとする。

第 9 条（協議）
本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第 10 条（補足事項）
1. 本契約により採用決定者が業務をはじめにあたり、甲は業務や環境になじめる様配慮することとする。また、本件業務外で甲の人材採用が決定した場合はすみやかに乙に対して報告するものとする。
2. 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したあとに、甲が当該人材と直接採用に関する連絡、折衝をおこなうことをかたく禁ずるものとする。もし事実が判明した場合、当該人物の想定年収の 20%に値する金額を乙に支払うものとする。
3. 乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を含む、複製物を含め、直ちに廃棄をしなければならない。

本契約成立の証として、甲乙は本契約書を 2 通作成し、各自記名捺印の上、甲乙それぞれ 1 通を所持するものとする。

		平成	年	月	日
(甲)	住 所				
	会社名				
	代表者	印			
(乙)	住 所	静岡県静岡市葵区山崎 2-2-8	有限会社	まはえ内	
	会社名	有限会社	まはえ	（静岡介護求人ナビ）	
	代表者	横山	源太	印	